

# 環境物品等の調達を促すための方針

国立研究開発法人国立長寿医療研究センター

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。）第7条第1項の規定に基づき、令和8年度における環境物品等の調達の推進を促すための方針（以下「調達方針」という。）を定めたので、同条第3項の規定に基づき、公表する。

## 1. 特定調達物品等の令和8年度における調達の目標

令和8年度における個別の特定調達物品等（環境物品等の調達の推進に関する基本方針の変更（令和8年2月3日閣議決定。以下「基本方針」という。）に定める特定調達品目ごとに判断の基準を満たすもの。）の調達目標は、以下のとおりとする。

なお、基本方針に規定された判断の基準は、あくまでも調達の推進に当たっての一つの目安を示すものであり、できる限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努めることとする。

また、基本方針に規定された配慮事項についても、調達の推進に当たってできる限り配慮するよう努めることとする。

### 1) 紙類（コピー用紙等）

調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。

### 2) 文具類（シャープペンシル等）

調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。

### 3) オフィス家具等（いす、机、棚、収納用什器（棚以外）等）

調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。

### 4) 画像機器等（コピー機、複合機等）

調達（リース・レンタル含む）を実施する場合は、調達目標は100%とする。

### 5) 電子計算機等（電子計算機、磁気ディスク装置、ディスプレイ等）

調達（リース・レンタル含む）を実施する場合は、調達目標は100%とする。

### 6) オフィス機器等（シュレッダー、デジタル印刷機、掛時計等）

調達（リース・レンタル含む）を実施する場合は、調達目標は100%とする。

7) 移動電話（携帯電話、PHS、スマートフォン）

調達（リース・レンタル含む）を実施する場合は、調達目標は100%とする。

8) 家電製品（電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気冷凍冷蔵庫等）

調達（リース・レンタル含む）を実施する場合は、調達目標は100%とする。なお、2段階基準が適用される品目については、基準2を満たす調達目標を100%とし、可能な限り基準1を満たす製品を選択する。

9) エアコンディショナー等

調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。なお、2段階基準が適用される品目については、基準2を満たす調達目標を100%とし、可能な限り基準1を満たす製品を選択する。

10) 温水器等（ヒートポンプ式電気給湯器、ガス温水機器等）

調達（リース・レンタル含む）を実施する場合は、調達目標は100%とする。なお、2段階基準が適用される品目については、基準2を満たす調達目標を100%とし、可能な限り基準1を満たす製品を選択する。

11) 照明（LED照明器具等）

調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。なお、2段階基準が適用される品目については、基準2を満たす調達目標を100%とし、可能な限り基準1を満たす製品を選択する。

12) 自動車等

調達（リース・レンタル含む）を実施する場合は、調達目標は100%とする。なお、2段階基準が適用される品目については、基準2を満たす調達目標を100%とし、可能な限り基準1を満たす製品を選択する。

13) 消火器

調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。

14) 制服・作業服等

調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。

- 15) インテリア・寝装寝具（カーテン、布製ブラインド、布団、毛布等）  
調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
- 16) 作業手袋  
調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
- 17) その他の繊維製品（集会用テント、ブルーシート、防球ネット、旗等）  
調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
- 18) 設備
- ・ 太陽光発電システム（公共・産業用）：調達予定なし
  - ・ 太陽熱利用システム（公共・産業用）：調達予定なし
  - ・ 燃料電池：調達予定なし
  - ・ 地中熱利用システム：調達予定なし
  - ・ エネルギー管理システム：調達予定なし
  - ・ 生ゴミ処理機：調達予定なし
  - ・ 節水器具：調達予定なし
  - ・ 給水栓：調達予定なし
  - ・ 日射調整フィルム：調達予定なし
  - ・ 低放射フィルム：調達予定なし
  - ・ テレワーク用ライセンス：調達予定なし
  - ・ Web会議システム：調達予定なし
- 19) 災害備蓄用品（災害備蓄用飲料水、レトルト食品等等）  
調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
- 20) 公共工事  
公共工事の中で、基本方針に位置づけられた資材、建設機械を使用する場合は、原則として、判断の基準を満足するものを使用するものとする。
- 21) 役務
- ・ 省エネルギー診断：調達予定なし
  - ・ 食堂：調達予定なし
  - ・ 自動車専用タイヤ更生：調達予定なし
  - ・ 加煙試験：調達予定なし

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・印刷 ・自動車整備 ・庁舎管理 ・植栽管理 ・清掃</li><li>・タイルカーペット洗浄 ・機密文書処理 ・害虫防除 ・輸配送</li><li>・旅客輸送（自動車） ・庁舎等において営業を行う小売業務</li><li>・クリーニング ・飲料自動販売機設置 ・引越輸送 ・会議運営</li><li>・印刷機能等提供業務</li></ul> |
|--|

上記調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。

22) ごみ袋等（プラスチック製ごみ袋）

調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。

2. 特定調達物品等以外の令和8年度に調達を推進する環境物品等及びその調達の目標

- ア. 特定調達物品等以外の環境物品の選択に当たっては、エコマークの認定を受けている製品又はこれと同等のものを調達するように努める、
- イ. OA機器、家電製品の調達に際しては、より消費電力が小さく、かつ再生材料を多く使用しているものを調達するように努める。

3. その他環境物品等の調達の推進に関する事項

- ア. 機器類等は、できる限り修理等を行い、長期間の使用に努める。
- イ. 調達する品目に応じて、エコマーク、エコリーフ等の環境ラベルの情報を活用することにより、判断基準を満たすことにとどまらず、できる限り環境負荷の少ない物品の調達に努める。
- ウ. 物品等を納入する事業者、役務の提供事業者等に対して、事業者自身が本調達方針に準じたグリーン購入を推進するよう働きかける。